

令和6年度 宝塚市役所周辺(シビックゾーン)の魅力向上に向けた サウンディング型市場調査実施要領

1. 調査の目的

宝塚市役所（宝塚市東洋町1番1号）を中心とする一帯（以下「シビックゾーン」）には、市役所をはじめとする公用施設公共公益機能や健康・スポーツ機能が集積し、市民の暮らしをサポートする拠点となっています。また、防災公園でもある末広中央公園のほか、市役所前ひろば、武庫川河川敷緑地など個性豊かなオープンスペースがあり、日常的にもイベント時にも、多くの方が集まり、多様な活動が行われており、今後さらにこうした拠点性と回遊性を高めていくことが重要となっています。

しかし、新旧さまざまな施設があることや、施設ごとに担当課や利用のルールが異なっていることなどもあり、管理運営の効率化や満足していただける活用の実現に向けての課題もあります。このため、本市では、シビックゾーンの今後のあり方を考える上で、運営・活用や施設再整備等の両面において、民間事業者等の皆さんのノウハウや資金導入についての情報を収集し、より具体的な検討へ進んでいく必要があると考えています。

本サウンディング型市場調査（以下「本調査」）は、上記のような観点から民間事業者等との対話を通じた意見交換を行うことで、シビックゾーンの魅力向上及び市の課題解決に向けた様々なアイデアや意見等をお聞きし、シビックゾーン内の対象施設の包括管理・指定管理、新たなハード整備も含めた官民連携事業の可能性の確認や、今後の事業者公募に向けた条件整理のために実施するものです。

2. 本市のまちづくり推進のスローガン

市の最上位計画である第6次宝塚市総合計画(市民と行政によるまちづくりの方向性を示す計画)では、「わたしの舞台はたからづか」というまちづくり推進のスローガンを掲げています。

このスローガンには、

- ① 「活動・活躍できる場」(舞台)をつくり
- ② 「暮らし」(舞台)を支え
- ③ 「まち」(舞台)を未来につなげていく

との思いが込められています。

このスローガンと3つの思いの実現のため、都市づくりの基本的な考え方とめざすまちの姿を定め、これらを実現するための施策が示されています（詳細は第6次宝塚市総合計画を参照してください）。

シビックゾーンを有効活用することによって、本市のめざすまちづくりを推進することを目指しています。

3. シビックゾーンにおける課題

当該エリアには市役所庁舎や末広中央公園、市立スポーツセンターなど、規模が大きく、かつ市内唯一の機能を持つ公共施設が集積しており、これは市内のみならず、近隣自治体にもない当該エリアのみが持つ特色です。

本市のめざすまちづくりを実現するために、この特色を活かしたいところですが、現状は個々の公共施設がそれぞれにサービス提供等を実施しており、公共施設間の相乗効果（シナジー）が発揮できておらず、その効果が限定的となってしまうています。

また、道路の渋滞や住宅地に近接しており配慮が求められること、駅から離れていること、施設間のアクセスが良くないこと（施設間が道路や河川で分断されている）、浸水のハザードエリアに含まれていることなど、様々な課題を抱えています。

4. 公共施設マネジメントにおける課題

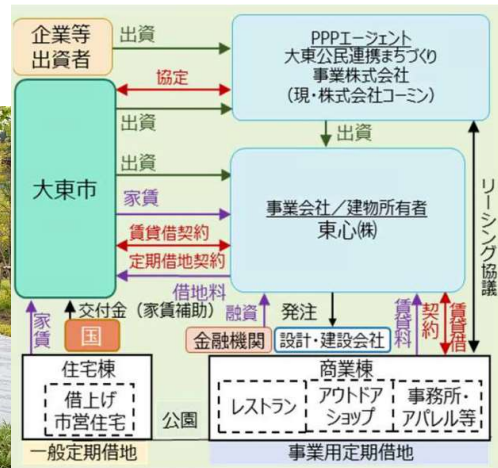
本市の公共施設は高度経済成長期の急激な人口増加や都市化に伴う行政需要の増大に応じて集中的に建設されました。これらの集中的に作られた公共施設の老朽化や劣化が一斉に進んでおり、これに伴って公共施設を維持するための経営資源（ヒト・カネ）が不足しています。

令和7年（2025年）2月公表の財政シミュレーションでは、当初予算に盛り込んでいない肉付け予算の一部の基金積立も含め、今後10年間の収支累計額は約74.95億円の収支不足と見込む大変厳しい財政状況であり、持続可能な行財政経営の実現に向けて引き続き財政構造改革に取り組まなければならない状況です。

また、人口減少、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少により、働き手不足が加速し、職員数も比例して減少する見込みです。一方、市民ニーズは多様化、複雑化しており、今後、これまでのやり方で今の市民サービスを維持し、提供し続けることは困難になります。

一方で、全国で公共施設を活用したまちづくりの取組が進められています。例えば、大東市では、老朽化した市営住宅の建て替えが財政上の観点から長年の課題となっていましたが、市内事業者や地元住民との協働・共創により、民間資金の活用や収益性確保・維持管理費用を低減する仕組みを構築し、市営住宅の建替を実施するとともに、周辺エリアの整備を行いました。これによって住宅と公園、商業施設が一体となった魅力あるエリアへと転換し、にぎわいの創出や住民サービス向上を実現するとともに、財政負担を低減した持続可能なまちづくりを実現しています。

本市においても、大東市のように公共施設の抱える課題を解決しつつ、本市のめざすまちづくりを実現したいと考えています。



大東市 morineki プロジェクト（出典：国土交通省 PPP/PFI 事例集）

5. シビックゾーンの取組に期待すること

- ア 市のめざすまちづくり（第6次宝塚市総合計画）の推進に資する取組であること
- イ シビックゾーンの魅力向上に資する取組であること
- ウ 公共施設マネジメントの課題解決に資する取組であること

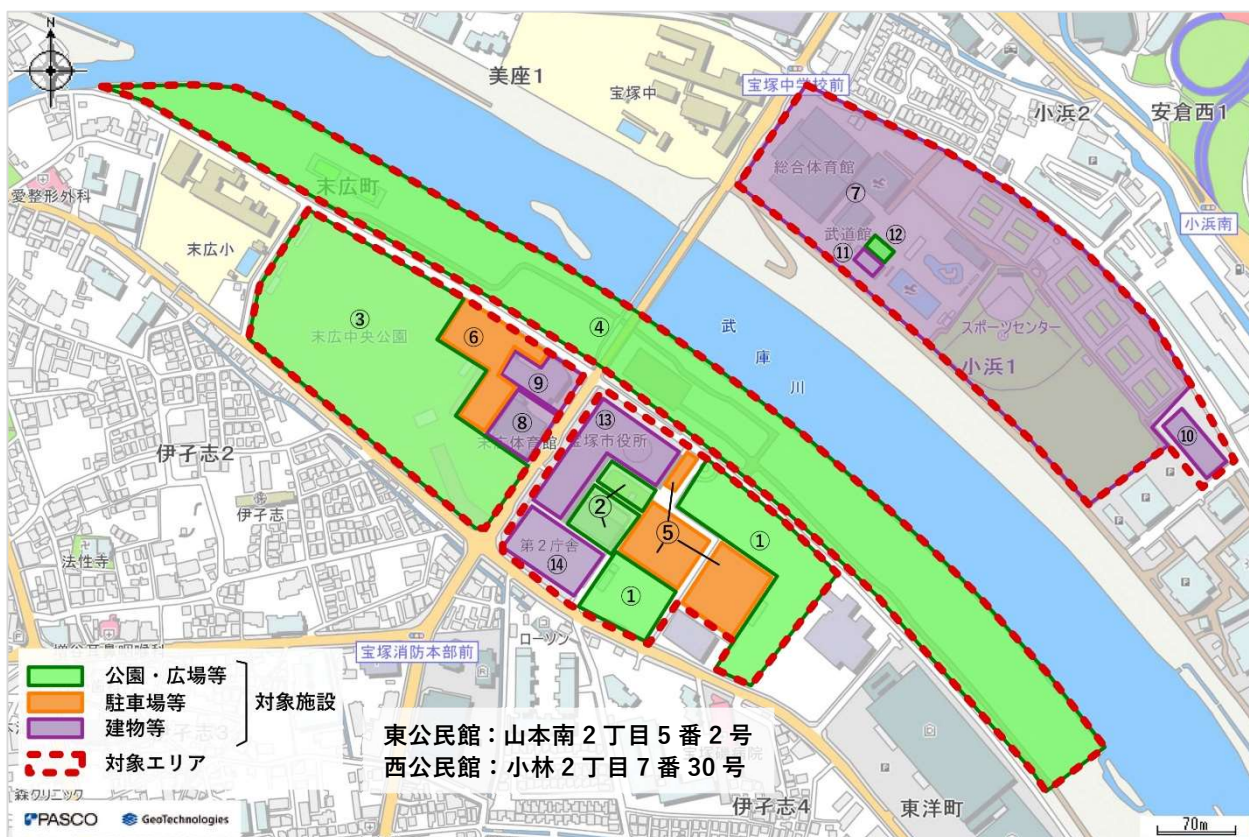
6. 対象施設の概要

本調査の提案対象施設は以下の施設とします（各施設の概要は別紙1を参照）。

このうち、全施設、ひとつだけの施設、いくつかの施設の組み合わせなど、提案対象は自由に出ることができますが、本市では、できるだけシビックゾーン全体や、より多くの施設を対象とする提案を希望します。

記号	施設名	記号	施設名
①	市役所前ひろば	⑧	末広体育館
②	中庭ひろば、市役所ロータリー	⑨	中央公民館（※東公民館、西公民館含む）
③	末広中央公園	⑩	教育総合センター
④	武庫川河川敷緑地	⑪	教育総合センター分室1
⑤	市役所内駐車場、市役所公用車駐車場 市役所駐輪場	⑫	教育総合センター分室1グラウンド
⑥	末広中央公園駐車場	⑬	市役所本庁舎
⑦	市立スポーツセンター	⑭	市役所第2庁舎

※東公民館、西公民館はシビックゾーンの対象エリア外ですが、中央公民館と一体的な管理となるため対象施設に含めています。



※橋と道路は対象エリアには含まない

7. 対話内容

対象施設に関して、下記ア～カのように、既存施設のまま市の許可や指定を受けて運営・活用することや、一部の施設を再整備すること、必要な施設を新たに整備すること等を通じて、シビックゾーンの魅力向上を図る提案を求めます。

- ア) 運営・活用や再整備において事業化が期待できる施設（場所・区域）
- イ) 事業内容（事業手法・収益モデル、利用者層、予想客数、施設のサービス向上内容）
- ウ) 各施設の優位性や潜在的可能性、事業推進・施設運営上の課題・問題点
- エ) 周辺地域との連携など地域貢献に対する考え方
- オ) 施設を利用した自主事業や管理体制の工夫による管理コスト低減策
- カ) その他 都市公園における公募設置管理制度（P-PFI）、河川空間オープン化等について

8. 調査の流れ

日程	内容
令和 7 年 3 月 21 日(金)	実施要領の公表
令和 7 年 4 月 25 日(金)	事前説明会の参加申込み期限
令和 7 年 5 月 12 日(月)	事前説明会の開催
令和 7 年 5 月 23 日(金)	サウンディングに関する質問提出期限
令和 7 年 6 月 6 日(金)	上記質問への回答（市 HP に一括して掲載予定）
令和 7 年 6 月 20 日(金) ～6 月 27 日(金)	エントリーシート提出期間。6 月 27 日(金)の午後 5 時までに到着するよう、e-mail で提出してください。
令和 7 年 7 月 14 日(月) ～7 月 31 日(木)	サウンディング（個別対話）の実施
令和 7 年 8 月下旬ごろ	サウンディング結果概要の公表（予定）

8.1. 事前説明会への参加申込み・開催

対象施設の概要紹介、見学などの事前説明会を令和 7 年（2025 年）5 月 12 日(月)に開催します。

事前説明会への参加を希望される場合は、事前説明会参加申込書（様式 1）に必要事項を記入し、令和 7 年（2025 年）4 月 25 日（金）午後 5 時までに公園河川課へ e-mail 添付にてご提出ください。e-mail の件名は「(事業者名) シビックゾーン事前説明会参加申込み」としてください。

なお、e-mail 受領後すみやかに、本市より申込み受付の返信をいたします。万が一、受付の連絡がない場合は、公園河川課までお問い合わせください。

なお、事前説明会への参加は任意であり、これに参加しなくても、サウンディングに参加することはできます。

8.2. サウンディングに関する質問の提出

本調査の実施に関すること、各施設の詳細等に関するご質問などがあれば、質問票（様式 2）に必要事項を記入し、令和 7 年（2025 年）5 月 23 日（金）午後 5 時までに公園河川課へ e-mail 添付にてご提出ください。e-mail の件名は「(事業者名) シビックゾーン質問票」としてください。

なお、いただいた質問は質問者を匿名としたうえで、本市からの回答と合わせて、令和 7 年（2025 年）6 月 6 日（金）に市ホームページで公表する予定です。

8.3. エントリーシートの提出

令和 7 年 6 月 20 日（金）～6 月 27 日（金）の期間、エントリーシート（様式 3）および提案書（任意様式）を受け付けます。6 月 27 日（金）の午後 5 時までに公園河川課へ e-mail 添付にてご提出ください（e-mail 上限サイズ 10MB※）。e-mail の件名は「(事業者名) シビックゾーンエントリーシート提出」としてください。

なお、e-mail 受領後すみやかに、本市より受領確認の返信をいたします。万が一、受領確認の連絡がない場合は、公園河川課までお問い合わせください。

※e-mail 上限サイズを超える場合は、兵庫県のファイル交換システムで対応できます。利用したい場合はその旨を e-mail でお問い合わせください。

8.4. サウンディング（個別対話）の実施

エントリーシート（様式 3）に記入いただいた希望日時を参考に、サウンディングの実施日時及び会場を調整のうえ決定し、e-mail にてご連絡いたします。調整の結果、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

<日 程> 令和 7 年（2025 年）7 月 14 日（月）～7 月 31 日（木）のうち 1 日

<時 間> 30～60 分程度

<その他> ①サウンディングは個別に非公開で実施します。

②会場等の都合上、参加者は最大 5 名までとしてください。

③サウンディングにあたり資料の作成は求めませんが、ご用意いただく場合は当日 5 部ご持参ください。

④会場には、HDMI 接続が可能なプロジェクターとスクリーンまたはモニターを準備しています。資料の投影を行う場合は、パソコンをご持参ください。

⑤記録作成のため、録音させていただきます。

8.5. サウンディング結果概要の公表

サウンディングの際にいただいたご意見等は概要としてとりまとめ、事前に各参加事業者の内容確認をしたうえで、市ホームページで公表します。なお、事業者名は公表しません。

9. 参加条件等

本調査の参加者は、提案内容の実施主体となる意向を有する法人および法人化を予定する任意団体、またはそれら法人や任意団体で構成するグループとし、個人の方は参加できません。グループで参加する場合は、主たる役割を担う代表者を選定してください。

ただし、以下のア～オのいずれかに該当する場合は除きます。

- ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- イ 参加申込書提出時点で、本市から指名停止処分を受けている者又は募集の公告日以降に本市から指名停止処分を受けた者
- ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生、再生手続き中の者
- エ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第 32 条第 1 項各号に掲げる者
- オ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成 24 年 3 月 30 日条例第 6 号)第 2 条第 1 号の暴力団、第 2 号の暴力団員、第 3 号の暴力団密接関係者

10. 留意事項

10.1. 参加及び対話内容の扱い

- ・ 本調査の参加実績は、事業者公募時における評価の対象となりません。
- ・ 本調査参加への対価、結果に対する報酬等はありません。
- ・ 本調査に要する費用は、参加事業者の負担とします。
- ・ 提供いただいた資料等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。また事業化の検討以外の目的で、資料等を使用することはありません。

10.2. 追加対話への協力

本調査終了後も、必要に応じて追加対話や文書等によるヒアリングを行う場合がありますので、ご協力をお願いします。

10.3. 調査終了後の予定（見込み）

- 令和 7 年度頃 シビックゾーンの今後のあり方についての市の考え方の整理
(この段階で、事業化に向けた詳細サウンディングを実施する可能性があります)
- 令和 9 年度頃 シビックゾーンでの官民連携事業に向けた事業者公募

11. 問い合わせ先・資料提出先

宝塚市 都市安全部 公園河川課（担当：児玉、薮内）

〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号

電話：0797-77-2021（直通）

e-mail：m-takarazuka0086@city.takarazuka.lg.jp

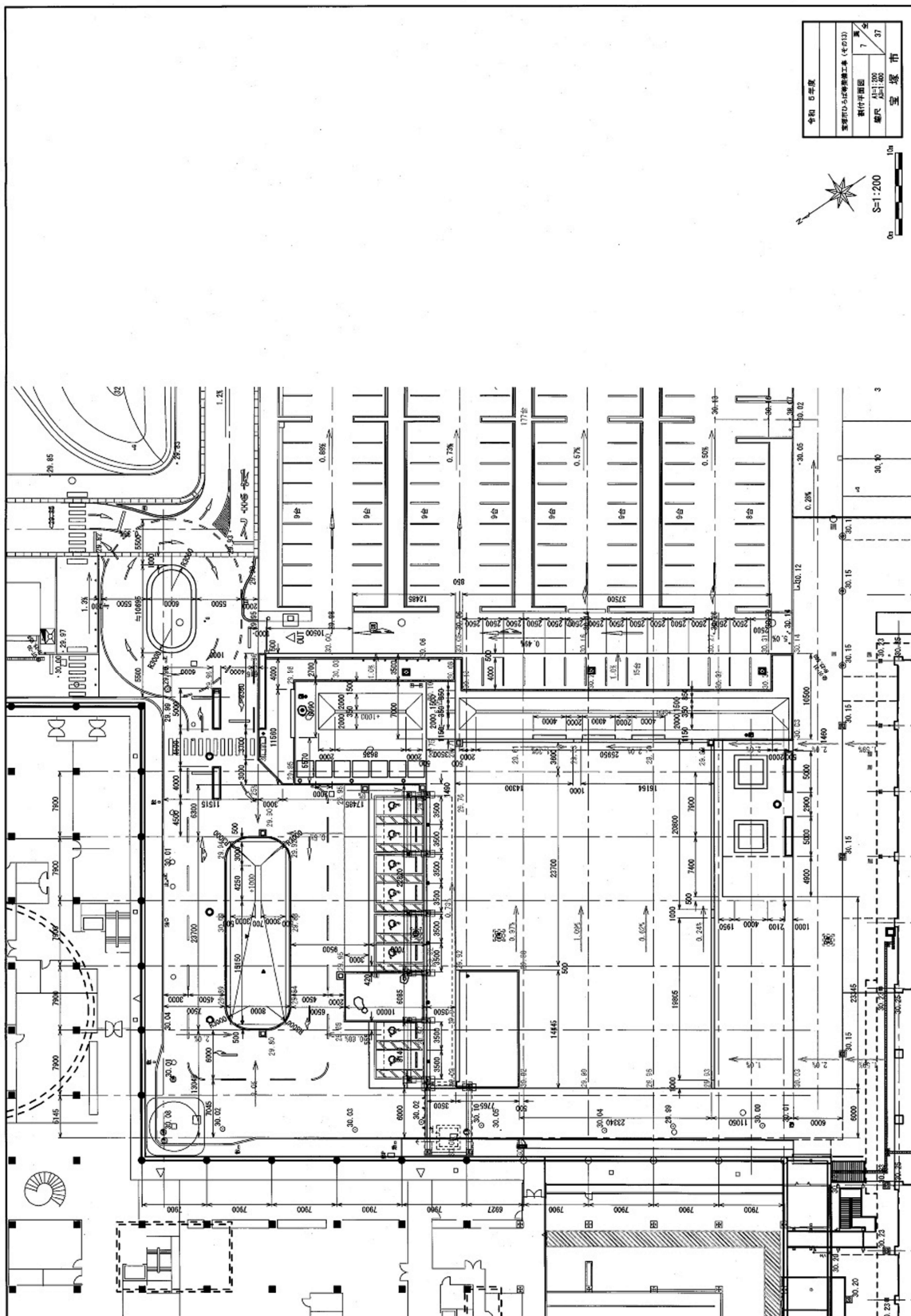
別紙 1 (案) 対象施設概要

①市役所前ひろば（北側、南側）

所在地	宝塚市東洋町 1-1
面積	北側（約 9,720 m ² ）、南側（約 2,407 m ² ）
概要	市役所周辺整備の一環で、令和 4 年(2022 年)に開園しました。 北側は、武庫川沿いの歩道空間と連続した、緑の広場。高木・中低木の植栽を豊富に配置し、ベンチやウッドデッキ、また芝生やインターロッキングを敷設したスクエアを設けています。 南側は、大型車両も乗入れ可能な全面インターロッキング舗装の広場です。
主要施設・設備	芝生 400 m ² 、高木約 100 本、低木寄植約 121 m ² 、園路、ベンチ、デッキ等
利用者数等	不明
位置づけ	今後、この広場の管理条例・規則等を制定予定
施設所管課の基本的な考え	日常的には市民の散歩コースやレクリエーションの場として適切に管理し、休日にはフリーマーケットやエコフェス等のイベント利用に活用していただきたい。 災害時には市役所の災害本部機能等を支える役割を果たします。
写真	 北側  南側

②中庭ひろば、市役所ロータリー

所在地	宝塚市東洋町 1-1
面積	中庭ひろば：約 2,046 m ² 市役所ロータリー：約 2,473 m ²
概要	中庭ひろばと市役所ロータリーは、防災機能を有する新庁舎と新たな賑わいを創出するひろばを整備することを目的とした新庁舎・ひろば整備事業の一環で、令和 6 年(2024 年)に完成しました。 中庭ひろばは、市役所本庁舎、第二庁舎、市役所内駐車場と隣接しています。高木・中低木、地被類の植栽、ベンチや芝生エリアを配置し、インターロッキング舗装の広場です。 市役所ロータリーは、主に自動販売機設置会社・運送会社等が一時停車で使用しています 屋根付きの障害者駐車場 8 台があり、それ以外は駐車不可となっています。また、高木・中低木、地被類の植栽を配置し、アスファルト舗装となっています。
主要施設・設備	中庭ひろば：インターロッキング舗装、彫刻“明日へのコンセプト”、高木 10 本、中木 68 本、低木 81.6 m²、地被類 38.25 m²、芝生 720 m²、ベンチ 市役所ロータリー：アスファルト舗装、高木 7 本、中低木 2 本、地被類約 467 m²
利用者数等	中庭ひろば：不明 市役所ロータリー：障害者スペースは年間約 8,330 台（見込み。1 日 34 台）
位置づけ	中庭ひろば：今後、この広場の管理条例・規則等を制定予定 市役所ロータリー：宝塚市庁舎管理規則に定める施設
施設所管課の基本的な考え	中庭ひろば：日常的に来庁する市民の動線として使用、開庁日は業務に支障がでるため民間への貸出イベント使用不可。閉庁時（休日）は市民のイベント利用等に貸し出します。 市役所ロータリー：車両、人の往来が多いことから、より安全な中庭ひろばと一体的な管理を期待します。 シビックゾーン内の他施設と合わせた包括管理及び利活用などを希望します。
写真	

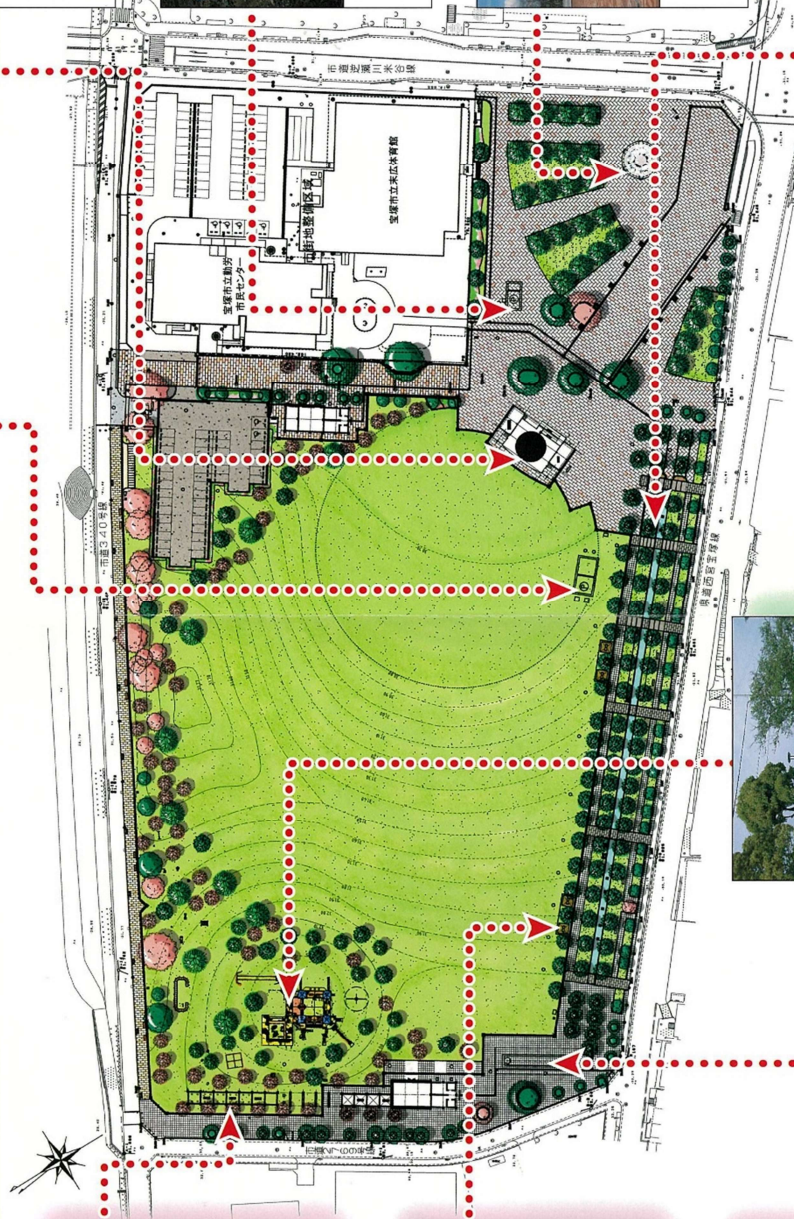
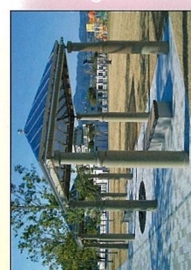
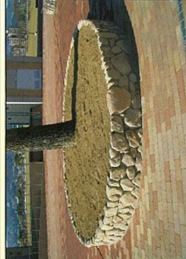


③末広中央公園

所在地	宝塚市末広町 3-3
面積	41,420 m ²
概要	防災公園街区整備事業により、平成 16 年(2004 年)に開園した都市公園です。 緑の広大な芝生エリアと、噴水、大型遊具や屋根のついたステージ等があり、普段は広々とした敷地を活かした遊びやイベント等に活用されます。 また、防災公園として耐震性貯水槽や備蓄倉庫などの設備も備えており、災害時には市民の避難場所や救助部隊の活動拠点としての利用が想定されています。
主要施設 ・設備	エントランス広場・噴水、芝生広場、遊具広場(複合遊具 3 基等)、ステージ棟、トイレ(2 ヲ所)、シェルター、耐震性貯水槽、備蓄倉庫(2 ヲ所)、水景施設(せせらぎ) 等 芝生約 29,910 m ² 、高木約 250 本、中低木寄植約 5,580 m ² ※トイレ 2 ヲ所のうち、1 ヲ所は管理事務所と一体、1 ヲ所は備蓄倉庫と一体の建物。備蓄倉庫のもう 1 ヲ所はステージ棟と一体の建物。
利用者数等	不明
位置づけ	都市公園法、宝塚市都市公園条例に定める都市公園。 宝塚市地域防災計画に定める応援救助部隊集結場所、物資配送拠点、ヘリコプター臨時着陸場適地、避難地、指定緊急避難場所、応急対策資機材備蓄倉庫や耐震性貯水槽など園内防災施設の活用 等
施設所管課の 基本的な 考え	日常的には多様な市民が集い、憩う公園として、またシビックゾーン内のオープンスペースの中核として、イベント利用などを通じた市内外の人たちの交流の場としての一層の魅力向上を促したいです。 指定管理、設置管理許可制度、Park-PFI 制度などにより、ハード・ソフトの両面から民間事業者の参入を促したいです。
写真	 

■ 石積み

宝徳河川辺では、昔から近江近江一帯で採掘されてきた石積が、中央公園内の近江石積で発生した玉置田を専ら用い、資源の有効利用と地域文化の継承に努めています。



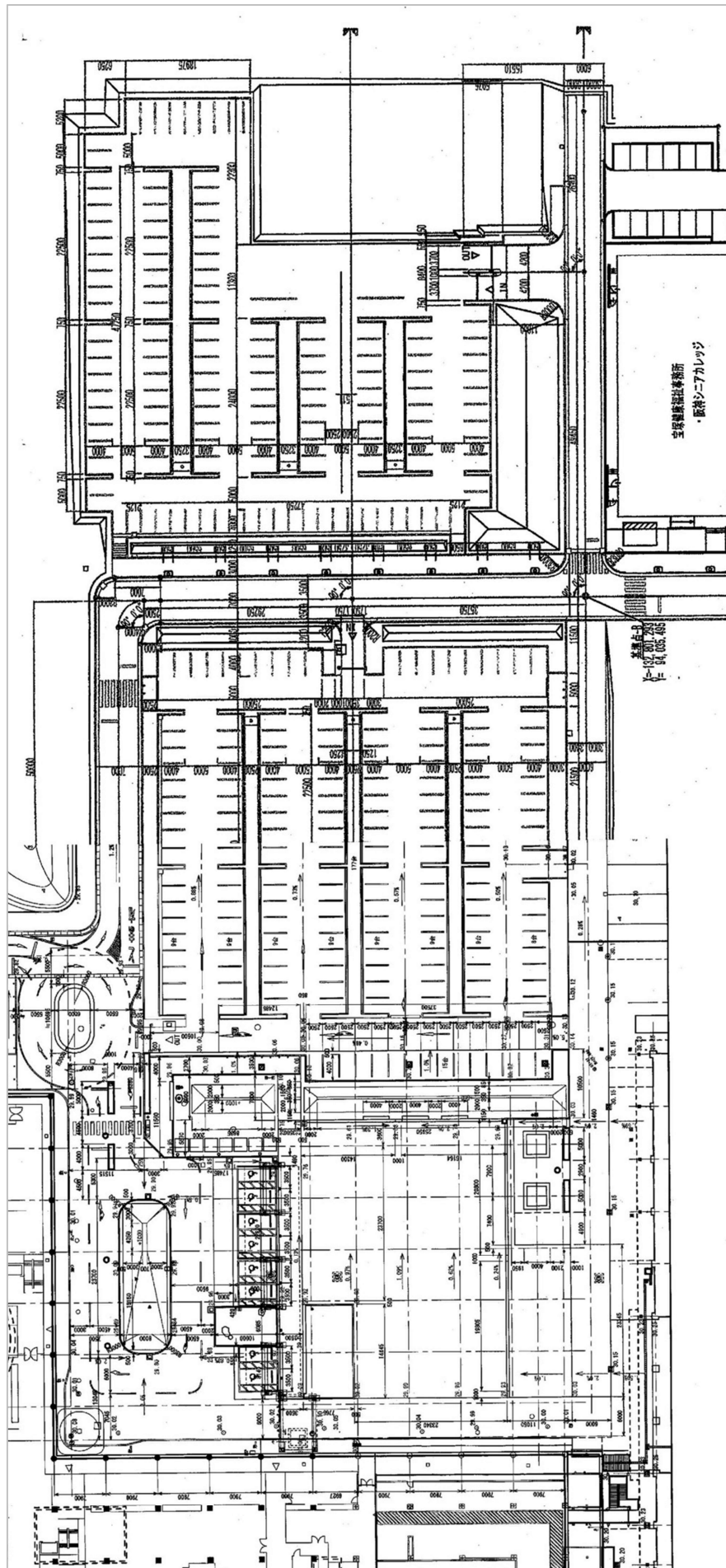
④ 武庫川河川敷緑地

所在地	宝塚市東洋町 1（市役所周辺。武庫川右岸地区 逆瀬川合流部～ロイヤルホームセンター宝塚店横まで）
面積	58,900 m ²
概要	兵庫県が管理する武庫川の河川敷地を市が占用して設置している都市公園で、昭和 61 年(1986 年)に開園しました。 河川の高水敷にあるため、大雨の時など川の水が増えることが予想される時は出入口が封鎖されます。
主要施設・設備	市役所側(下流側)：シンボル広場、花壇、サッカーコート 末広中央公園側(上流側)：テニスコート、フットサルコート、ゲートボール場
利用者数等	テニスコート（約 2,400 枠/年）、フットサルコート（245 団体/年）、サッカー①（362 団体/年）、サッカー②（191 団体/年）、東洋町①（122 団体/年）、東洋町②（108 団体/年） ※テニスコートについては、末広中央公園横に 2 面あり、午前 8 時から午後 6 時まで 2 時間 1 枠として貸出を行っています。 ※武庫川河川敷公園の利用地図については、宝塚市ホームページにおいて、ID 検索欄で「1040964」と検索ください。
位置づけ	河川法に基づき兵庫県が管理する河川敷地を、宝塚市が河川敷地占用許可準則に基づいて占有し、宝塚市都市公園条例に定める都市公園として開設。 宝塚市地域防災計画に定める応援救助部隊集結場所、ヘリコプター臨時着陸場適地、避難地、指定緊急避難場所 等
施設所管課の基本的な考え	末広中央公園と一体的な都市公園として、市役所前ひろば等とも連携したオープンスペースとして利活用を図っていきたいです。
写真	 

⑤市役所内駐車場、市役所公用車駐車場、市役所駐輪場

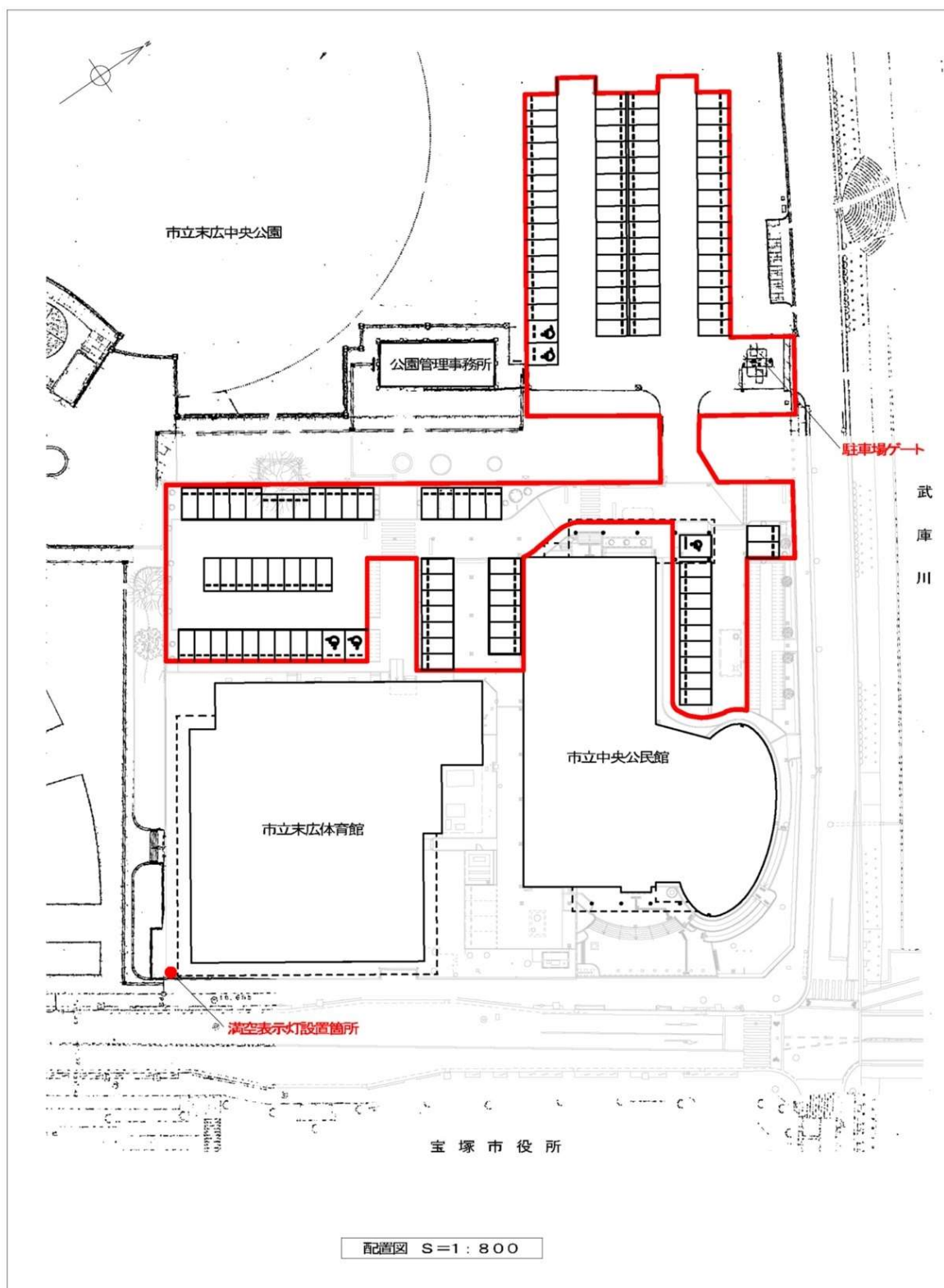
所在地	宝塚市東洋町 1-1
面積	市役所内駐車場：4,605.7 m ² （駐車場台数 177 台） 市役所公用車駐車場：約 4,555 m ² （駐車場台数 138 台、駐輪場台数 115 台） 市役所駐輪場：約 610 m ² （駐輪場台数 150 台）
概要	市役所内駐車場：市役所内の平面の青空駐車場で、市役所前ひろば、中庭ひろばに隣接しており、市役所本庁舎、第二庁舎へのアクセスに良好です。駐車台数は 177 台で、営業時間は 24 時間・年中無休、利用料は有料となっています。（入庫後 1 時間は無料。その後、30 分毎に 100 円（最大利用料金の設定はなし）。ただし、令和 8 年度以降平日時間外及び土日祝は 1 時間無料撤廃の予定。） 市役所公用車駐車場：主に市の公用車専用の駐車場で、開庁日・閉庁日関わらず利用しています。平面の青空駐車場で、市役所前ひろばとは敷地内道路を挟んで隣接。また、兵庫県阪神北県民局（宝塚健康福祉事務所）の建物と隣接しています。職員専用バイク置き場もあります。 市役所駐輪場：市役所敷地内の 2 階建の駐輪場で、市役所本庁舎と市役所前ひろば、市役所内駐車場に隣接しており、市役所本庁舎、第二庁舎へのアクセスに良好です。また、屋外トイレが隣接しています。
主要施設・設備	市役所内駐車場：駐車場台数 177 台、駐車券発券機 1 台、センター通信装置 2 台、出口精算機 1 台、カーゲート 2 台、バーキャッチャー 2 台、事前料金精算機 1 台、（市役所本庁舎内）、入口表示灯 1 台、回転警報灯 1 台、緊急連絡用電話 2 台、ループコイル及び感知器 2 台、保護フード 2 基、入口・出口案内看板 2 基、駐車場利用状況 WEB 配信用ユニット 2 台、簡易防犯カメラ 2 台、割引認証機 2 台、低木約 453 m ² 市役所公用車駐車場：駐車場台数 138 台。カーゲート 2 台、中低木 18 本、芝生約 1,235 m ² 市役所駐輪場：駐輪場台数約 150 台、生垣約 13m ² 、芝生約 130 m ² 。
利用者数等	市役所内駐車場：令和 3 年度（2021 年度） 279,371 台 令和 4 年度（2022 年度） 278,691 台 令和 5 年度（2023 年度） 256,722 台 市役所公用車駐車場：駐輪場は平日 100 台程度職員が利用。土日祝の利用は少ない。（市民利用不可） 市役所駐輪場：年間約 36,750 人（見込み。開庁日平均 1 日約 150 人。職員も一部利用可能）
位置づけ	宝塚市立市役所駐車場条例及び宝塚市立市役所内駐車場条例施行規則を改正予定。

	市役所公用車駐車場、市役所駐輪場は、宝塚市庁舎管理規則に定める施設。
施設所管課の 基本的な 考え	シビックゾーン内の他施設と合わせた包括管理及び利活用の手法の活用などにより、効率的な運用や利活用を図ってもらいたいです。（植木保守等必要） また、市役所内駐車場と市役所公用車駐車場と市役所駐輪場の一体的な管理や公用車や自転車のシェアサービス（公用として利用も想定）などを行うことで、効率的な運用や利活用、魅力向上を図ってもらいたいです。 開庁日は市が使用するため（特に市役所公用車駐車場と市役所駐輪場は平日空かない）、閉庁日に活用をしてもらいたいです。
写真	   市役所内駐車場 市役所公用車駐車場 市役所駐輪場



⑥末広中央公園駐車場

所在地	宝塚市末広町 78 番 1 地内
面積	末広中央公園の一部
概要	市立末広中央公園と市立中央公民館、市立末広体育館に隣接し、これらの施設へのアクセスに良好です。駐車台数は 122 台で、営業時間は 24 時間・年中無休、利用料は有料となっています。（入庫後 1 時間は無料。その後、30 分毎に 100 円（最大利用料金の設定はなし）。ただし、令和 8 年度以降平日時間外及び土日祝は 1 時間無料撤廃の予定。）
主要施設・設備	駐車場台数 122 台（うち障害者用 5 台） 駐車券発券機 1 台、出口精算機 1 台（高額紙幣対応）、カーゲート 2 台、ループコイル 6 面（カーゲート用 4 面、エリア満空用 2 面）、バーキャッチャー 2 台、満空表示灯（入口部、隔地、エリア）3 台、出庫注意を促す回転警報灯 1 台、駐車券割引認証機 1 台、ゲート遠隔管理システム（オートホン連携式）1 式、防犯カメラ 8 台、料金看板 1 式、駐車場使用約款看板 1 式
利用者数等	令和 3 年度（2021 年度）172,373 台 令和 4 年度（2022 年度）169,964 台 令和 5 年度（2023 年度）161,759 台
位置づけ	都市公園法、宝塚市都市公園条例・条例施行規則に定める公園駐車場
施設所管課の基本的な考え	指定管理、設置管理許可制度、Park-PFI 制度などにより、ハード・ソフトの両面から民間事業者の参入を促し、効率的な運用や利活用を図ってまいります。
写真	 

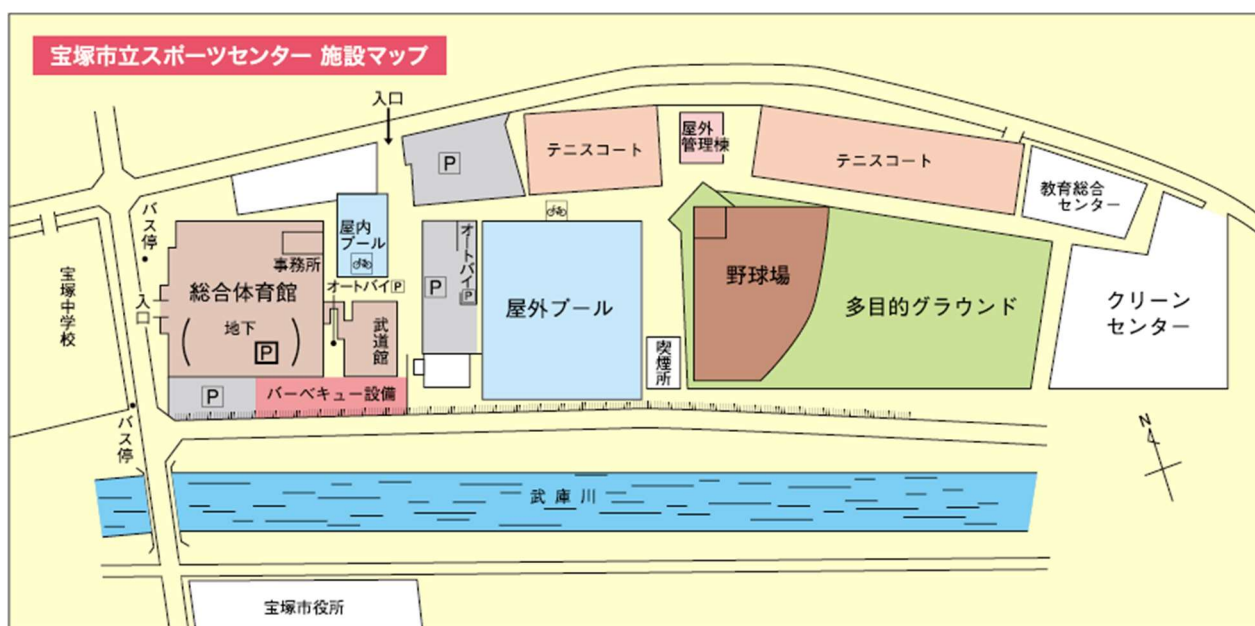


⑦市立スポーツセンター

所在地	宝塚市小浜 1 丁目 1 番 11 号
面積	全体 68,807 m ²
	○総合体育館 建築面積 6,361.66 m ² 、建築床面積 13,167.61 m ² （鉄骨鉄筋コンクリート造、地下 1 階、地上 3 階建） メインアリーナ 1,824 m ² 、サブアリーナ 780 m ² 、トレーニング室 550 m ² （トレーニングジム 200 m ² 、ミニスタジオ 70 m ² ）、屋内プール
	○武道館 建築面積 800.20 m ² 、建築床面積 2,443.84 m ² （鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 3 階建） 柔道場 455 m ² 、剣道場 614.2 m ²
	○屋内プール 建築床面積 3,404 m ² （鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 3 階建） 1,603 m ² （水面積 425 m ² 、25m×6 コース：水深 1.10m～1.20m、25m×2 コース：水深 0.75m）
	○屋外施設 ・野球場 施設面積 7,830 m ² 1 面 ・多目的グラウンド 施設面積 6,900 m ² 1 面 ・テニスコート 施設面積 9,280 m ² 12 面 ・屋外プール 施設面積 6,916.61 m ² 50m : 水面積 1,000 m ² 水深 1.10～1.30m 児童用：水面積 488 m ² 水深 0.90m 幼児用：水面積 118 m ² 水深 0.50m～0.55m 着水用：水面積 24 m ² 水深 0.80m ・ふれあいコーナー 施設面積 51.84 m ² ・屋外管理棟 延床面積 482.12 m ² （鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 2 階建）
概要	昭和 62 年（1987 年）5 月に開設され、市民への体育・スポーツの振興を図ることにより、心身ともに健全な青少年の育成及び、住民の健康保持に寄与することを目的に設置しました。総合体育館（メイン、サブアリーナ）、武道館、多目的グラウンド、野球場、屋外プール、屋内温水プール、テニスコート、弓道場、駐車場等を併設し、市民の多様なスポーツライフを支える総合体育施設です。

	また、大規模災害時には災害対策本部代替施設と位置付けられており、市制 50 周年事業では、メインアリーナで式典が行われたり、選挙時には開票所としての役割があるなど、行政活動にも欠かせない施設となっています。 平成 18 年度（2006 年度）から指定管理者制度を導入し、現在は（公財）宝塚市スポーツ振興公社が管理しています。指定管理期間は令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日までとなっています。
主要施設 ・設備	○総合体育館 メインアリーナ（役員室、放送室、選手控室、観覧席（固定席 604 席 車イススペース 60 席）、サブアリーナ（放送室兼選手控室）、トレーニング室（トレーニングジム、ミニスタジオ、サウナ室、ロッカー室）、弓道設備、ロッカー室、シャワー室、トイレ、障害者用トイレ、医務室、授乳室、ロビー、エレベーター ○武道館 柔道場、剣道場、指導員室、ロッカー室、シャワー室、トイレ、障害者用トイレ、パーラー（11 テーブル 44 席、飲食自動販売機）、ロビー ○屋内プール 25m×6 コース、25m×2 コース、採暖室、ロッカー室、シャワー室、障害者用更衣室 ○屋外施設 野球場（軟式 1 面）、多目的グラウンド（1 面）、テニスコート（砂入り人工芝 12 面、夜間照明）、屋外プール（50m×9 コース、児童用、幼児用、着水用、スライダー（児童用：長さ 20.67m、幼児用：長さ 4.05m）、ロッカー室、シャワー室、トイレ、障害者用更衣室（トイレ付）、屋外管理棟（ロッカー室、シャワー室、トイレ、障害者用トイレ）、ふれあいコーナー（バーベキュー 4 基（屋根付き）、水洗い場）、駐車場（230 台）
利用者数等	令和 5 年度（2023 年度）利用状況 全体：446,445 件、1,103,200 人 ○総合体育館 メインアリーナ（団体）：2243 件、75,795 人 サブアリーナ（団体）：2,603 件、50,865 人 メイン・サブアリーナ（個人）：12,543 人 弓道場：313 件、25,060 人 トレーニング室：30,144 人 ○武道館 剣道場：1,290 件、42,338 人 柔道場：1,804 件、70,314 人 ○屋内プール 71,994 人 ○屋外施設 野球場：450 件、30,098 人 テニスコート：13,448 件、340,283 人

	多目的グラウンド：701 件、35,717 人 屋外プール：（一般） 51,032 人、（専用） 54 件、3,877 人 ふれあいコーナー（バーベキュー）：888 件、6,202 人 駐車場：256,938 件
位置づけ	宝塚市立スポーツ施設条例に定めるスポーツ施設。 宝塚市地域防災計画に定める本部代替設置場所。
施設所管課の基本的な考え	末広体育館と一体的に、多くの市民に多様なスポーツの場を提供し、競技スポーツだけでなく誰でも参加しやすいニュースポーツやパラスポーツなどの普及を図り、市民の社会体育活動を支える基幹施設として、シビックゾーン内の他施設と合わせた包括管理及び利活用（PPP/PFI の手法の活用）などにより、一層の魅力向上と効率的な管理運営を進めます。
写真	              出展：宝塚市立スポーツセンターHP



⑧末広体育館

所在地	宝塚市末広町 3 番 77 号
面積	建築床面積 2,037 m ² （鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 2 階建） アリーナ 1,080 m ² 、スタジオ 131 m ²
概要	1967 年（昭和 42 年）に企業によって建てられた体育館を、寄付により譲り受けた後に改装し、平成 14 年（2002 年）4 月に市立施設として開設しました。アリーナのほか、社交ダンスなどができるスタジオを併設しています。 スポーツセンターの付属施設と位置づけて一体的な運用を図っており、平成 18 年度（2006 年度）から指定管理者制度を導入し、現在は（公財）宝塚市スポーツ振興公社が指定管理者であり、指定管理期間は令和 6 年（2024 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日までとなっています。
主要施設・設備	アリーナ（バドミントン 6 面、バレーボール 2 面、バスケットボール 2 面、卓球台 15 台）、スタジオ、ロッカー室、シャワー室、トイレ、障害者用トイレ、ロビー
利用者数等	令和 5 年度（2023 年度）利用状況 全：3,749 件・64,343 人（アリーナ：2,795 件・40,803 人、スタジオ：954 件・23,540 人）
位置づけ	宝塚市立スポーツ施設条例に定めるスポーツ施設。 宝塚市地域防災計画に定める広域的対応の受け入れや災害時物資配送の拠点施設。
施設所管課の基本的な考え	スポーツセンターと一体的に、多くの市民に多様なスポーツの場を提供し、競技スポーツだけでなく誰でも参加しやすいニュースポーツやパラスポーツなどの普及を図り、市民の社会体育活動を支える基幹施設として、シビックゾーン内の他施設と合わせた包括管理及び利活用（PPP/PFI の手法の活用）などにより、一層の魅力向上と効率的な管理運営を進めたいです。
写真	  

⑨中央公民館（東公民館、西公民館含む）

所在地	中央公民館		東公民館	西公民館
	宝塚市末広町 3 番 5 3 号 TEL0797-73-6600 FAX0797-73-6012		宝塚市山本南 2 丁目 5 番 2 号 TEL0797-89-1567 FAX0797-89-1692	宝塚市小林 2 丁目 7 番 3 0 号 TEL0797-77-1200 FAX0797-77-1446
面積		中央公民館	東公民館	西公民館
	敷地面積	4,118.0㎡	3,740.0㎡	2,740.5㎡（西図書館分含む。）
	延床面積	2,608.0㎡	3,873.4㎡	3,676.2㎡（〃共用分含む。）
	施設概要	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建	鉄筋コンクリート造 3 階建一部塔屋	鉄筋コンクリート造4階建一部塔屋
	収容人員	694 人	収容人員 798 人	収容人員 731 人
		中央公民館	東公民館	西公民館
	開設	平成 3 1 年 2 月 2 日	昭和 6 3 年 6 月 6 日	平成 6 年 4 月 1 1 日
	休館日	毎月 2 1 日	毎月 1 1 日	毎月 1 日
概要	中央公民館は、末広中央公園、末広体育館に隣接し、市役所とは道路を挟んだ位置にあります。 東公民館は、阪急山本駅から南に徒歩 8 分のところにあります。 西公民館は、阪急小林駅から東に徒歩 3 分のところにあり、同じ建物の中に図書館が併設されています。 市民生活に即した教育や学術及び文化に関する各種イベントや講座等、指定管理者による主催事業と、ホール等の貸館事業を行っています。 平成 31 年（2019 年）4 月から指定管理者制度を導入しており（東公民館、西公民館との 3 館一体管理）、現指定管理者はアクティオ株式会社で、指定管理期間は令和 6 年(2024 年)4 月 1 日から令和 11 年(2029 年) 3 月 31 日までとなっています。			

主要施設 ・設備	中央公民館				東公民館				西公民館				
	駐車場	なし（市立末広駐車場が隣接）				4 5 台				6 1 台（西図書館と併用）			
		室 別 内 訳	室数	面 積	定 員	室 別 内 訳	室数	面 積	定 員	室 別 内 訳	室数	面 積	定 員
	1 階	事務室	1	104.2	—	事務室	1	155.4	—	学習室	5	172.7	90
		ホール	1	236.6	200	情報図書室	1	71.6	14	音楽室	1	117.0	60
		楽屋	1	12.2	—	幼児室	1	56.3	24	駐車場	—	628.9	—
		自習室	1	41.3	18	ラウンジ	1	104.4	42	廊下等	—	269.6	—
		授乳室	1	4.8	—	音楽スタジオ	3	106.3	50				
		レク・ルーム	4	290.0	81	廊下等	—	644.6	—				
		音楽室	1	48.1	25								
料理室		1	71.0	24									
廊下等		—	749.9	—									
2 階	学習室	10	475.9	273	※学習室	2	107.1	60	事務室	1	96.1	—	
	和室	1	44.9	20	ホール	1	320.4	200	ホール・	1	226.4	150	
	造形室	1	36.8	18	楽屋	2	63.8	12	楽屋		31.3	12	
	幼児室	1	80.1	35	セミナー室	1	144.6	85	ラウンジ	1	59.0	20	
	廊下等	—	412.2	—	グループ交流	1	49.4	16	廊下等	—	282.3	—	
					コーナー								
					廊下等	—	564.7	—					
3 階					※学習室	2	125.2	72	学習室	1	62.2	32	
					学習室	1	62.6	36	和室・茶室	1	85.6	36	
					和室・茶室	1	97.9	36	会議室	1	36.0	16	
					会議室	1	44.2	17	造形室	1	62.6	36	
					造形室	1	103.9	48	料理室・	1	84.8	36	
					レク・ルーム	1	201.0	50	パティールーム	1	54.0		
					料理室・	1	149.2	36	幼児室	1	69.4	30	
					パティールーム				セミナー室	1	128.7	100	
4 階					廊下等	—	663.2	—	廊下等	—	446.8	—	
									レク・ルーム	3	399.1	105	
									図書コーナー	1	17.1	8	
屋上 塔屋									廊下等	—	346.6	—	
						—	37.6	—		—		—	
合 計		24	2,608.0	694		22	3,873.4	798		21	3,676.2	731	
(※は仕切り開放可能)													
利用者数等	年 度	区 分	中央公民館	東 公 民 館	西 公 民 館	総 数							
	令和元年度	利用件数	5,669	7,046	8,510	21,225							
		利用者数	121,087	110,962	142,846	374,895							
	令和2年度	利用件数	6,058	5,232	6,383	17,673							
		利用者数	80,308	66,218	84,498	231,024							
	令和3年度	利用件数	8,409	6,894	4,791	20,094							
		利用者数	85,253	87,060	55,210	227,523							
	令和4年度	利用件数	9,800	8,834	6,779	25,413							
		利用者数	113,849	108,756	85,138	307,743							
	令和5年度	利用件数	9,427	8,764	8,498	26,689							
利用者数		115,447	103,730	106,352	325,529								
位置づけ	宝塚市立公民館設置管理条例に定める公民館。 宝塚市地域防災計画に定める予備避難所。												
施設所管課の 基本的な 考え	中央公民館は多くの市民の文化・社会教育活動を支える基幹施設として、シビックゾーン内の他施設と合わせた包括管理及び利活用（PPP/PFI の手法の活用）などにより、一層の魅力向上と効率的な管理運営を進めます。 また、東公民館、西公民館は現在中央公民館と一体的な管理を行っているため、中央公民館の提案があった場合は東公民館、西公民館の管理も合わせて取り組んでいただきたい。												

写真

(中央公民館)



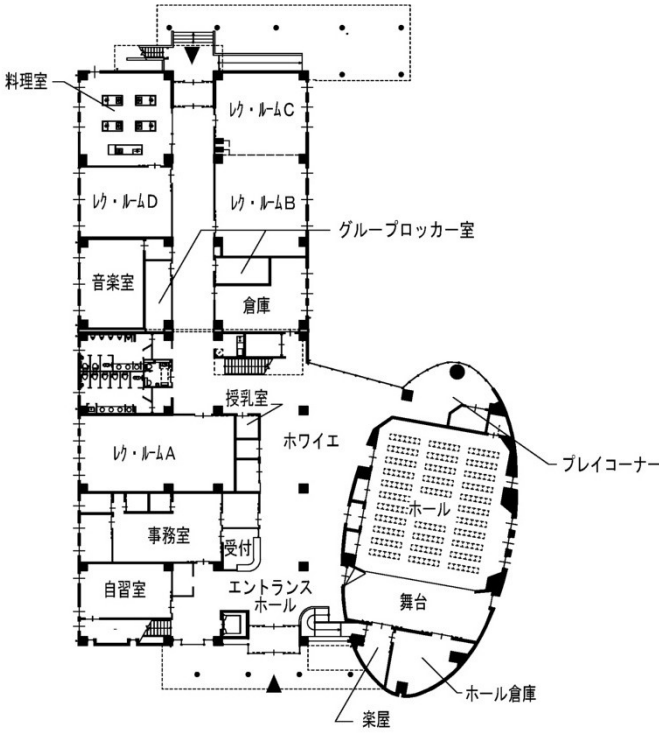
(東公民館)



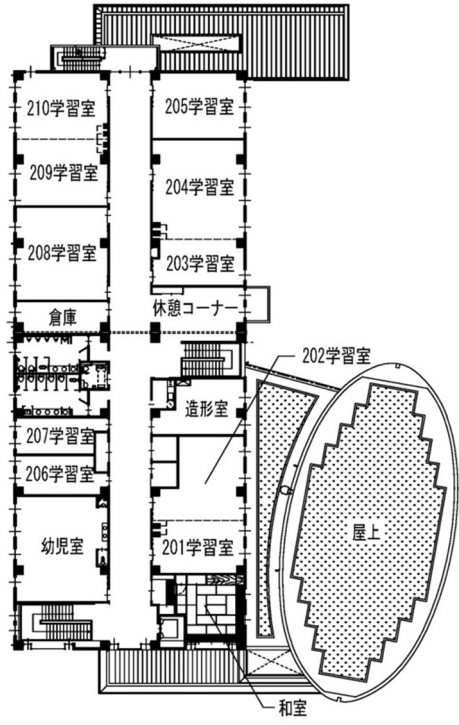
(西公民館)



(中央公民館)



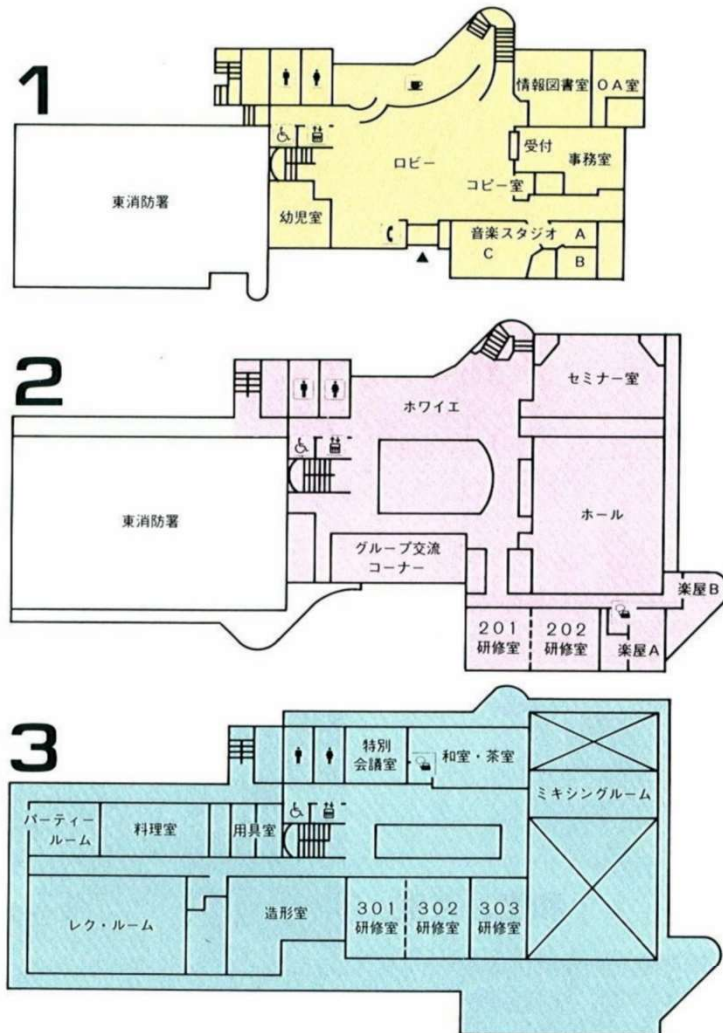
1 階



2 階

(東公民館)

館内案内図



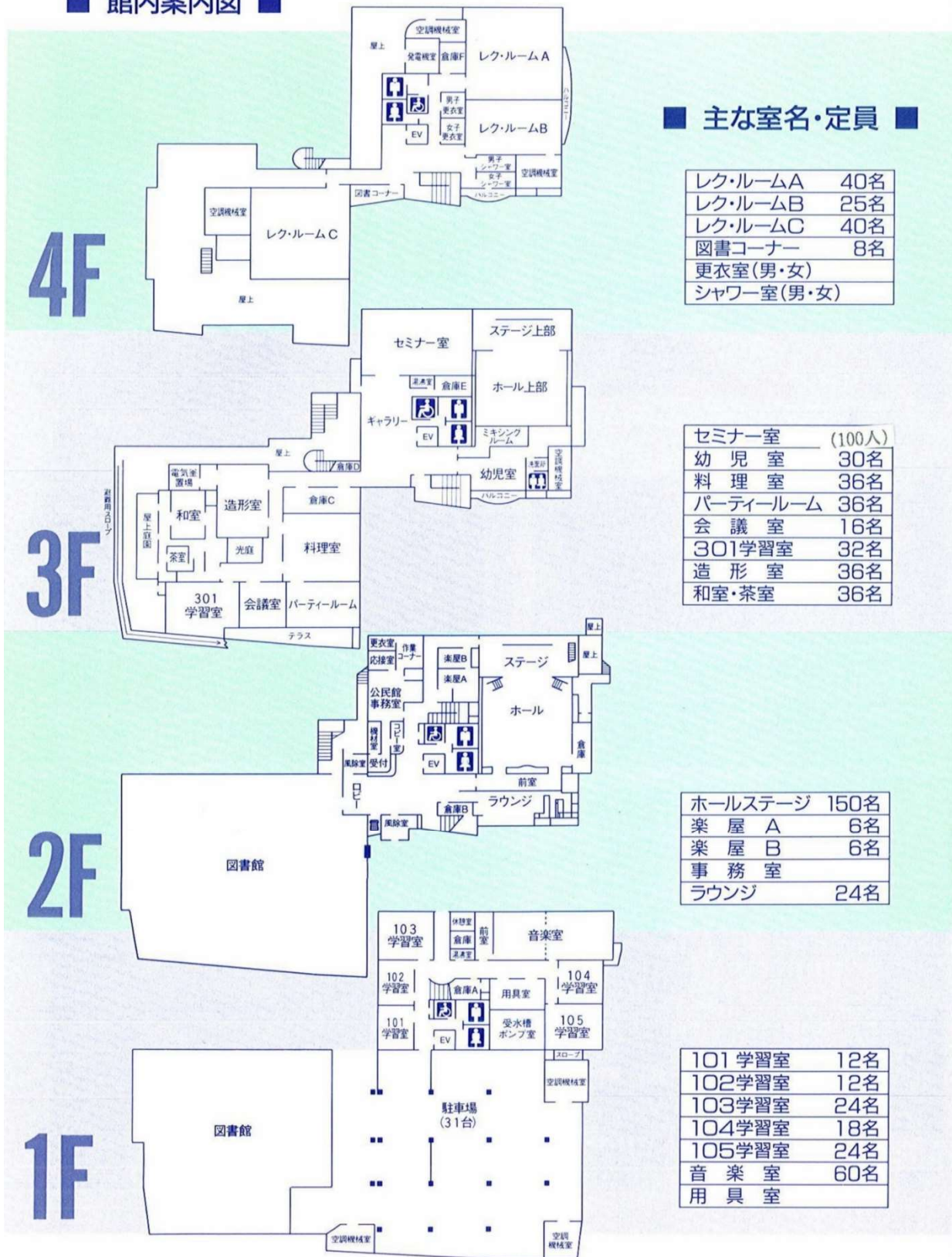
主な室名・定員

1	音楽スタジオA・B	5名	情報図書室	14名
	音楽スタジオC	40名	幼児室	24名
2	201・202研修室	30名	セミナー室	85名
	楽屋A・B	6名	グループ交流コーナー	16名
	ホール	200名		
3	301・302・303研修室	36名	造形室	48名
	和室・茶室	36名	レク・ルーム	50名
	会議室	17名	料理室・パーティールーム	36名

出展：宝塚市立公民館 HP

(西公民館)

■ 館内案内図 ■



■ 主な室名・定員 ■

レク・ルームA	40名
レク・ルームB	25名
レク・ルームC	40名
図書コーナー	8名
更衣室(男・女)	
シャワー室(男・女)	

セミナー室	(100人)
幼児室	30名
料理室	36名
パーティールーム	36名
会議室	16名
301学習室	32名
造形室	36名
和室・茶室	36名

ホールステージ	150名
楽屋 A	6名
楽屋 B	6名
事務室	
ラウンジ	24名

101 学習室	12名
102 学習室	12名
103 学習室	24名
104 学習室	18名
105 学習室	24名
音楽室	60名
用具室	

出展：宝塚市立公民館 HP

⑩教育総合センター

所在地	宝塚市小浜 1 丁目 2 番 1 号
面積	建築床面積 1,380.44 m ² （鉄筋コンクリート造、地上 3 階建（一部 4 階建）） 延べ床面積 4,399 m ²
概要	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、生涯学習社会の形成に向けて、教育に関する専門的、技術的事項の研究及び教職員の研修を行うと共に、視聴覚教育の振興、教育相談、特別支援教育及び青少年の健全な育成を図るために平成 5（1993）年 4 月 1 日に開設されました。 また、同センターは、教育研究課、教育支援課及び青少年センターの 3 課で構成されています。
主要施設・設備	学習・展示スペース、学習室、宝塚市立中央図書館 小浜・安倉分室 研修室 1～3、小会議室 1～3、視聴覚室、アクティブラーニングルーム、調理研修室、コンピュータ研修室、多目的室、録音編集室
利用者数等	令和 3 年度（2021 年度）：39,210 人 令和 4 年度（2022 年度）：41,545 人 令和 5 年度（2023 年度）：42,839 人
位置づけ	宝塚市教育総合センター条例に定める教育振興のための施設。 宝塚市地域防災計画に定める本部の代替設置場所（第三位）。
施設所管課の基本的な考え	教育施設のため平日の活用は一定の制限はあるが、土曜日の利用は比較的少ないため有効的な活用を図りたいです。また、日曜日・祝日についても、現状は閉館日であり、施設の利用をしていないため有効的な活用を図りたいです。 （図書館分室と学習展示スペース・学習室は、市民の方が利用できる施設です）
写真	 

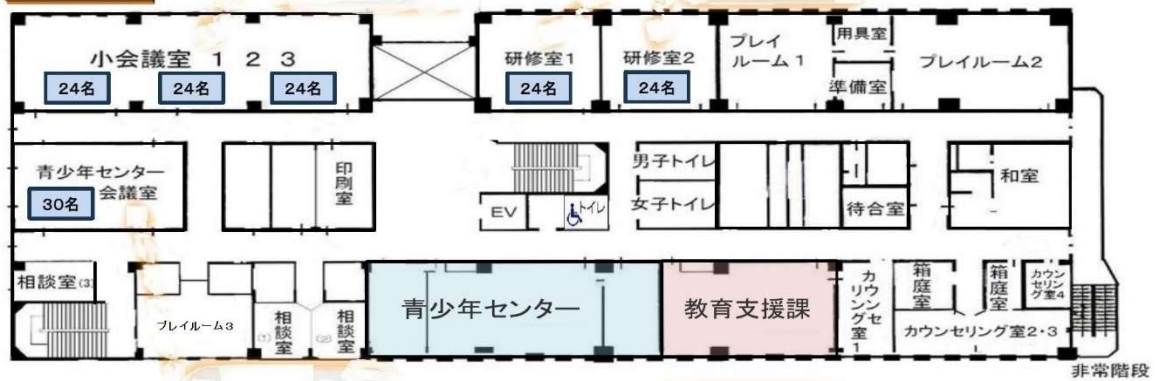
宝塚市立教育総合センター各階

1 階

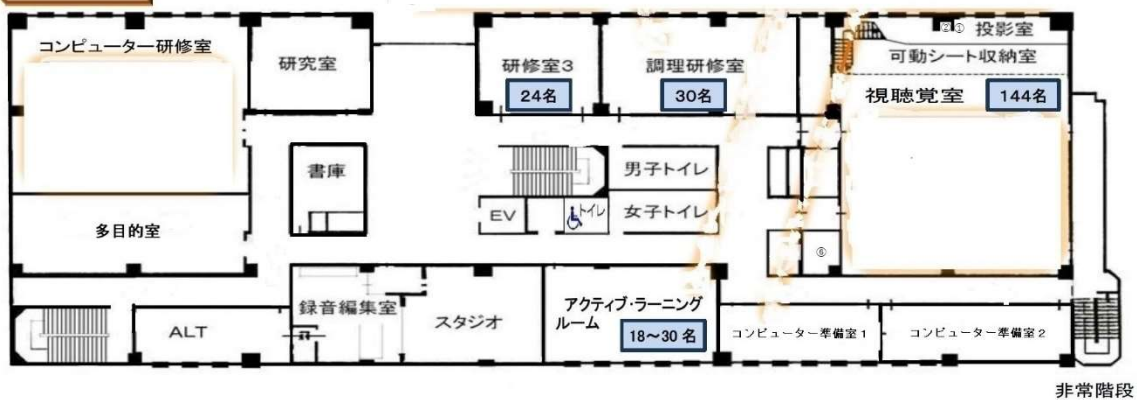


2 階

部屋の収容人数



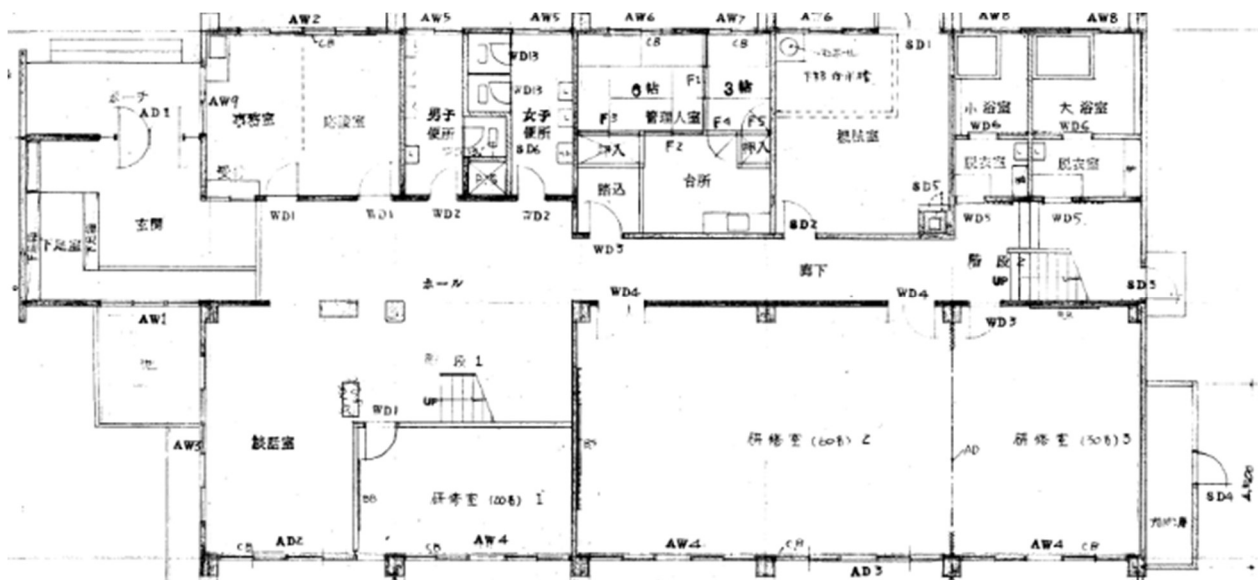
3 階



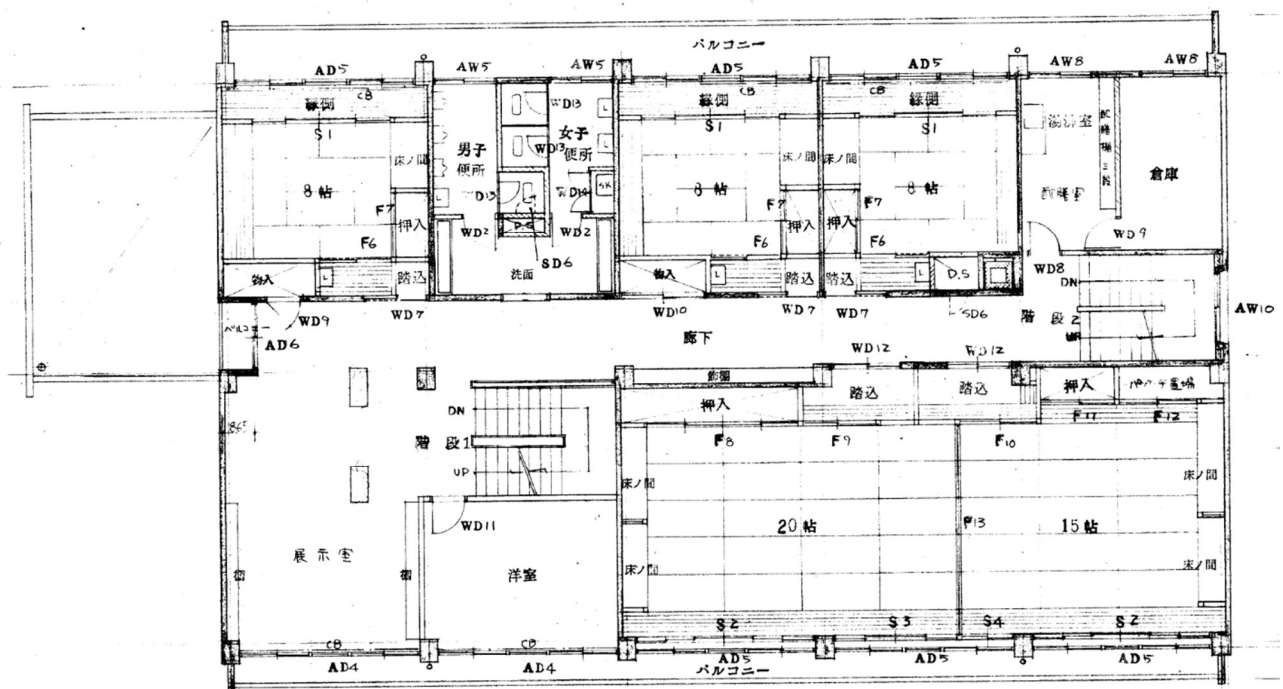
⑪教育総合センター分室 1

所在地	宝塚市小浜 1 丁目 1 番 10 号
面積	建築床面積 374.6 m ² （鉄筋コンクリート造、地上 2 階建） 鉄筋コンクリート造、地上 2 階建（延べ床面積 700.2 m ² ）
概要	平成 11（1999）年に開設。不登校生徒のための教育支援センターPal の活動場所として運営しています。 教育支援センターPal の活動内容は以下のとおりです。 ・個別対応や集団による体験活動を行う。 ・進路未決定の卒業生や、進学後不登校傾向になった卒業生に対する相談活動や地域の支援機関につなぐ支援を行う。 ・教育支援センター職員が家庭訪問し、家庭と教育支援センターをつなぐ。
主要施設・設備	教育支援センター（学習室、研修室、相談室）
利用者数等	令和 4 年度（2022 年度）：40 人 令和 5 年度（2023 年度）：35 人
位置づけ	宝塚市教育総合センター条例に定める教育振興のための施設。 宝塚市地域防災計画に定める本部の代替設置場所（第三位）。
施設所管課の基本的な考え	学習室等は主に教育支援センターPal の活動場所として利用しています。 施設の民間への貸出は困難ですが、シビックゾーンのその他施設と合わせた維持管理を行っていただきたいです。
写真	      

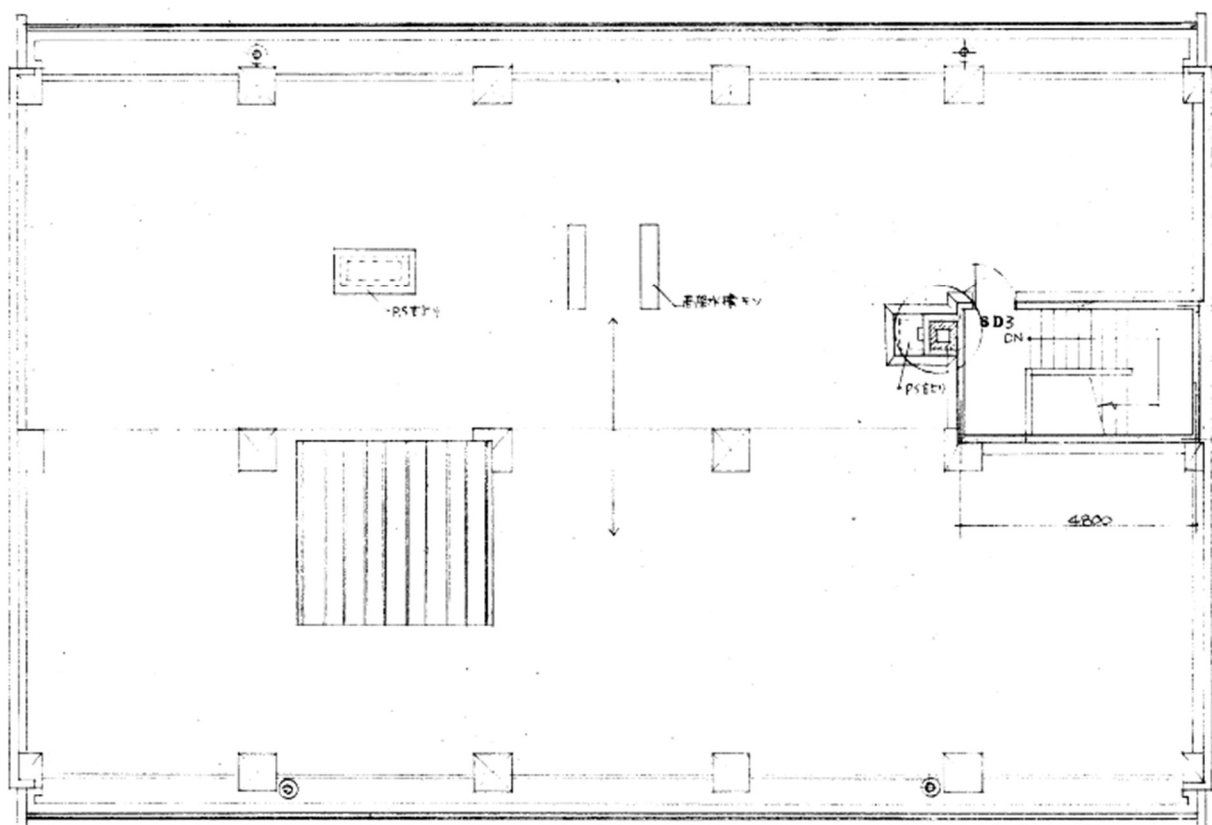
1 F 平面図



2 F 平面図



RF 平面図



⑫教育総合センター分室 1 グラウンド

所在地	宝塚市小浜 1 丁目 1 番 10 号
面積	グラウンド面積 347.88 m ²
概要	教育総合センター分室グラウンドは平成 11（1999）年に教育総合センター分室と共に開設。不登校生徒のための教育支援センターPal の活動場所として運営しています。 教育支援センターPal の活動内容は以下のとおりです。 ・個別対応や集団による体験活動を行う。 ・進路未決定の卒業生や、進学後不登校傾向になった卒業生に対する相談活動や地域の支援機関につなぐ支援を行う。 ・教育支援センター職員が家庭訪問し、家庭と教育支援センターをつなぐ。
主要施設 ・設備	グラウンド
利用者数等	令和 4 年度（2022 年度）：40 人 令和 5 年度（2023 年度）：35 人 ※教育総合センター分室の利用者数
位置づけ	宝塚市教育総合センター条例に定める教育振興のための施設。 宝塚市地域防災計画に定める本部の代替設置場所（第三位）。
施設所管課の 基本的な 考え	グラウンドは主に教育支援センターPal の活動場所として利用していましたが、土、日、祝日には市民の方の利用も受け入れることで、施設の有効活用を図りたいです。また、シビックゾーンのその他施設と合わせた維持管理を行っていただきたいです。
写真	

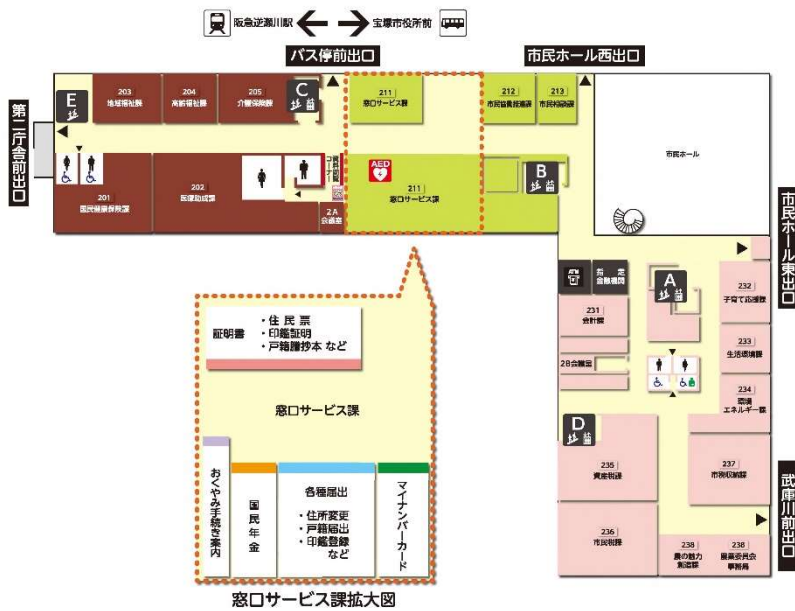
⑬市役所本庁舎

所在地	宝塚市東洋町1番1号
面積	敷地面積約 9,100 m ² 、延床面積約 27,125 m ² （鉄骨鉄筋コンクリート造、地下1階地上6階）
概要	市政施行25周年に合わせて、宝塚市民であった建築家・村野藤吾氏が設計し、昭和55年(1980年)に竣工したものです。 武庫川畔に建ち、建物の周囲にめぐらされた円柱に支えられたバルコニー、高くそびえる円筒状の議場など、ヨーロッパ古典主義建築を思わせるような重厚で格調高い姿をしています。
主要施設・設備	各部室、3A会議室、3B会議室、3C会議室、大会議室、特別会議室、財政会議室、政策会議室、4A会議室、演習室、学習室、研修室、議場、議長・副議長室、各会派議員控室、議会第1会議室、各委員会室、議会応接室、談話室、議会研修室、議会図書室、第1委員会室、第2委員会室、防災センター、(職員食堂)、オストメイト用の設備を備えたトイレ。 設備はエレベーター、空調機、自動扉、非常用発電機等建物に付随するものがあります。 植栽面積：生垣 1,204 m² 芝 103 m² 高木 25 本
施設所管課の基本的な考え	市役所敷地内、特に第二庁舎と連携して、庁舎としての維持管理（清掃・植栽管理・保安警備・当直（24時間体制常駐）・電話交換及び総合案内受付・設備管理員の常駐（24時間体制常駐）・各設備保守を包括的・効率的に実施していただきたい。開庁日は使用できないが、閉庁時に庁舎内会議室を市の業務に支障をきたさない範囲で市民に貸し出す等の運営を合わせて取り組んでいただきたい。シビックゾーン内の他施設と合わせた包括管理及び利活用に取り組んでいただきたい。
写真	

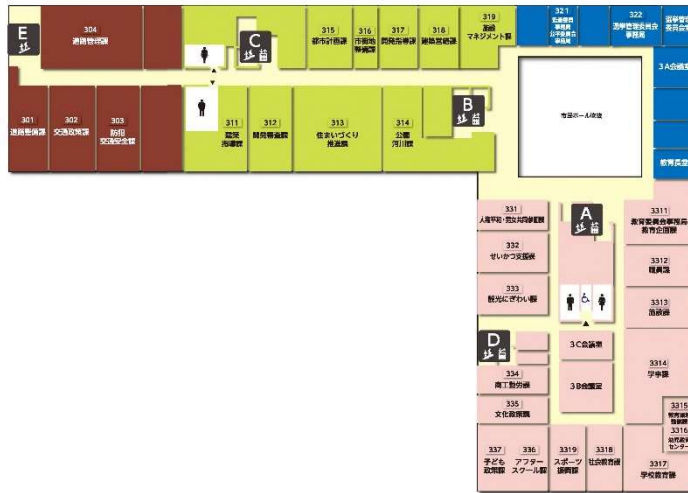
1F フロア案内

[illegible]

2F フロア案内

[illegible]

4F

[illegible]

 トイレ だれでもトイレ エレベーター 階 段

406 広報部
 411 総務部総務課
 412 総務部総務課

[illegible]

 トイレ
  だれでもトイレ
  階 段
  エレベーター
  AED

※5F は議場傍聴席

⑭市役所第二庁舎

所在地	宝塚市東洋町 1 番 1 号		
面積	敷地面積約 6,256 m ² 、延床面積約 5200 m ² （鉄筋コンクリート造、地上 2 階）		
概要	防災機能を有する新庁舎と新たな賑わいを創出するひろばを整備することを目的とした新庁舎・ひろば整備事業の一環で整備しました。旧上下水道局庁舎を建て替えし総合防災課・情報政策課が本庁舎から移転しました。水道局や防災に関する課のほかに、子育て世代の保護者や小中高生の悩みに寄り添う支援・相談窓口である、たからっ子総合相談センター「あのね」も設置されています。		
主要施設・設備	各部室、ピロティ、会議室 A、会議室 B、オストメイト用の設備を備えたトイレ、地下タンク、ポンプ室。 設備はエレベーター、空調機、自動扉、非常用発電機等建物に付随するものがあります。 高木 27 本、中低木 16 本、約地被類 350 m ²		
施設所管課の基本的な考え	市役所敷地内、特に本庁舎と連携して、庁舎としての維持管理（清掃・植栽管理・保安警備・当直（24 時間体制常駐））・各設備保守を包括的・効率的に実施することと、開庁日は使用できないが、閉庁時に会議室 A・B 及びピロティを市の業務に支障をきたさない範囲で外部に貸し出す等の運営を合わせて取り組んでいただきたいと思います。シビックゾーン内の他施設と合わせた包括管理及び利活用に取り組んでいただきたいと思います。		
写真			

2階

本庁舎方面

ウェルカムゾーン

261 総合防災課

262 情報政策課

管理倉庫

271 総務課

272 経営企画課

281 下水道課

282 給排水設備課

283 工務課

284 浄水課